

電動キックボードは《特定小型原動機付自転車》に

アップデート!



茨城ロボッツ
公式マスコット
キャラクター
ロボスケ

令和5年
7月1日から

大きさや最高速度が自転車並みの電動キックボード等は
自転車と同様の交通ルールに!



茨城県警察 / (一財)茨城県交通安全協会
株式会社 茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント

茨城県警察
ホームページ



特定小型原動機付自転車の 主な交通ルール



詳しくはこちらから
(警察庁HPへ)

特定小型原動機付自転車とは、 次の基準をすべて満たすものをいいます。

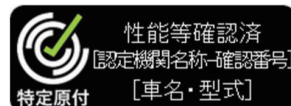
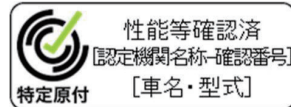
【車体の大きさ】

- 長さ: 190センチメートル以下
- 幅: 60センチメートル以下

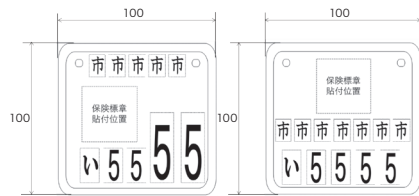
【車体の構造】

- 時速20キロメートルを超えて加速することができない構造
- 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- オートマチック・トランスミッション(AT)であること
- 最高速度表示灯(灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの)が備えられているもの
- 保安基準への適合等
 - ①車両が道路運送車両法の保安基準に適合
 - ②自賠責保険(共済)に加入
 - ③ナンバープレートの取り付け(右図)

これらの基準を満たさないものは、引き続き、その車両区分に応じた交通ルールが適用され、運転免許が必要です。



性能等確認済シール



特定小型原動機付自転車に取り付けることとされている標識
単位:mm

主な交通ルール

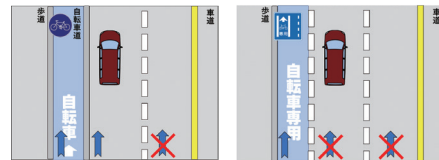
- 運転者の年齢制限(16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転することは禁止されています)
- 飲酒運転は禁止!
- 車道通行の原則
(道路では、原則として、左側端に寄って通行)
- 信号機に従う義務
(車両用の信号に従わなければなりません)
- 道路標識等に従って通行
- 右折は二段階右折
- 歩行者の優先(横断歩道に歩行者がいるときは、必ず一時停止!)
- ながら運転は禁止!
- 二人乗りは禁止!
- 頭部保護のためにヘルメットを着用しましょう!
- 交通事故が起きたときは、負傷者を救護したり、直ちに警察官に交通事故について報告したりしなければなりません。必ず守りましょう!



通行場所のイメージ



左側端に寄って通行



特定小型原動機付自転車・自転車専用

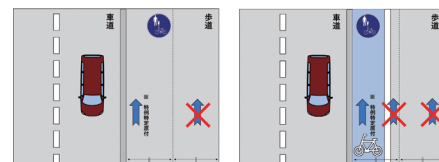
普通自転車専用通行帯

例外的に歩道を通行できる場合

特例 特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行できます。普通自転車等及び歩行者等専用の道路標識が設置されている歩道に限られ、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。歩道通行時は歩行者優先です。

【特例特定小型原動機付自転車の基準】

- 最高速度表示灯(緑色の灯火)を点滅させていること
- 時速6キロメートルを超えて加速することができない構造であること 等



歩道通行のイメージ



B.LEAGUE プロバスケットボールチーム 茨城ロボッツ
公式マスコットキャラクター

ロボスケ 【#01 ROBO-SKET】

茨城ロボッツの大人気(?)マスコットキャラクター。
ロボッツの選手になることを日夜夢見ながらバグの修正に勤しんでいる。

■生年月日:2017.12.21 ■身長:200cm ■体重:1t
■twitter:@ROBO_SKET